

日御碕本『出雲国風土記』から『出雲風土記抄』へ

——捨仮名の本文文化に見る写本系統の再検討——

伊 藤 剣

はじめに

『出雲国風土記』は、奥書によって成立年月日が明らかにされる唯一の風土記である（天平五年二月三〇日）。もともと、成立当時の原本は残されていない。『出雲国風土記』の姿が今日まで伝えられているのは、書写の営みが続けられてきたためである。小稿では、一七世紀の姿を伝える日御碕本『出雲国風土記』と『出雲風土記抄』（以下、『抄』とする）を比較検討することにした。『抄』には複数の写本が存在するが、小稿で論じる事柄を検証する便を考え、CD-ROM^①やホームページ^②で閲覧できる島根大学附属図書館所蔵の四冊本桑原家本に拠る^③。なお、翻刻や論の引用の中の傍線・太字は稿者によるものである。

一 細川家本・日御碕本・『出雲風土記抄』の概観

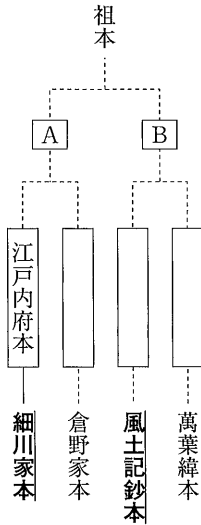
検討に先立ち、日御碕本・『抄』に加え、『出雲国風土記』の代表的な写本である細川家本の簡単な確認をする。周知のとおり、現存物そのものが書写された年を特定できる最も古い写本は、慶長二（一五九七）年の奥書を持つ細川家本とされている。現在の『出雲国風土記』の注釈書では、細川家本を底本とし、日御碕本や『抄』などが校合の対象として挙げられることが多い。

日御碕本は、尾張藩の初代藩主徳川義直が寛永一一（一六三四）年に、出雲国の日御碕神社に奉納した写本である。細川家本や日御碕本は、嶋根郡加賀郷条に脱文があるのはじめ、秋鹿郡と楯縫郡の間に何も記さない空白の丁があるなど、風土記本文の姿に多くの共通点がある。そのため、

日御碕本は細川家本と同系統の写本だと目されている。稿者もこの考えに従いたい。

『抄』は『出雲国風土記』の注釈書である。著者は松江藩の郡奉行を務めた岸崎時照で、自序によれば天和三（一六八三）年に成立した。『抄』には、細川家本や日御碕本にない独自の記事が散見される。そのため、『抄』は細川家本をはじめとする諸写本とは異なる系統の風土記本文を伝えていると考えるのが有力だ。これまでの『出雲国風土記』の写本研究の歴史の中で代表的な系統図として知られるものの中から、田中卓と加藤義成の説を抄出しておく。

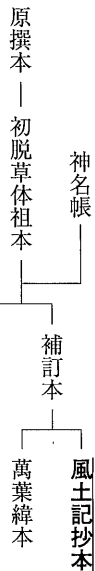
○田中卓説^④



※ 破線は推測を表す。

※ 日御碕本は細川家本の兄弟本である蓬左文庫本（徳川本）を基にしているとする。

○加藤義成説^⑤



さて、細川家本・日御碕本・『抄』を概観してきたが、現在の研究では、細川家本や『抄』のように日御碕本が重視されていない。もともと、これは『出雲国風土記』の校定本文作成上の指針による相対的な評価であり、日御碕本そのものに価値がないことを示しているわけではない。実際にいくつかの日御碕本の解題に目を通してみれば、次のような二つの指摘が目に残る。一点目は、日御碕本は風土記本文の訓読が試みられていることに着目した指摘である。加藤義成は、日御碕本が「訓読やわずかながら頭注の加えられた最古の写本として、近世初期の古訓釈史を得る点でもまことに重要な写本」だと評価している^⑥。二点目は、現存する『出雲国風土記』の写本の中には日御碕本の系譜を引いていると思われるものが存在することに着目した指摘である^⑦。つまり、日御碕本を祖とする、いわば日御碕本系統とでも称すべき写本群が存在するのである。

日御碕本を扱う際は、訓読の存在と日御碕本系統の写本

の存在の二点に対する考慮が重要だと考える。小稿では、この二点に注意を向けつつ日御碕本と『抄』に言及する。

二 嶋根郡の神社記事

もつとも、これまで日御碕本と『抄』の関係が全くとりあげられてこなかったわけではない。『出雲国風土記』の写本系統を検討する上で避けて通れないのが嶋根郡の神社条であり、ここで両書の関係が注目されることになる。

『出雲国風土記』は、郡ごとに在神祇官社と不在神祇官社に分けて神社名を列記し、それぞれの神社数を分注で示しているが、今は問題を不在神祇官社だけに絞る。嶋根郡条をめぐる細川家本・日御碕本・『抄』の状況を整理すると左のとおりである。

○細川家本

神社数を示す分注には「卅五」とある。ただし、挙げられる神社は大埜社・太埜川辺社・朝酌下社・努那弥社・椋見社の五社のみである。

○日御碕本

神社数を示す分注には「卅五」とある。ただし、挙げられる神社は細川家本と同じ五社のみである。

○『出雲風土記抄』

神社数を示す分注には「卅五」とあり、細川家本・日

御碕本に記される五社を含めた三十五社分の神社名が挙げられる。

実際に挙げられる神社名をめぐる諸写本の状況は、原『出雲国風土記』にあったはずの嶋根郡の神社の多くが一度欠落してしまったことを前提に説明される。すなわち、細川家本・日御碕本は欠落したままの状態を伝えたものであるのに対し、『抄』はどこかの時点で補われた神社名を伝えたものだというのである。稿者もこの考え方に異存はない。

次に神社数をめぐる分注を確認してみよう。傍線を付したように、四十五社か三十五社かで揺れているものの、正しいのは諸氏が断じているように細川家本の「卅五」という数字だ。『出雲国風土記』の冒頭の総記には、不在神祇官社が二百十五社あると記される。この数字から嶋根郡を除いた各郡の不在神祇官社数に対する注記の数字を引くと、嶋根郡の不在神祇官社は四十五社分記されていないからでない。

日御碕本が「卅五」になっているのは、もともと「卅五」とあったのが日御碕本以前のどこかの段階で「卅五」に誤写されたためだと考えざるをえない。同様の例は他にも散在する。たとえば神門郡の郡末記事では、石見国安農郡川相郷までの距離を記す箇所が、細川家本で「卅六里」、

日御碕本で「卅六里」となっている（『抄』も日御碕本と同様）。また、『抄』にしても神社名が三十五社分しかなく、十社分の神社が不足している。このように、嶋根郡の神社条は細川家本・日御碕本・『抄』の何れも不完全な状態なのである。

それでは、『抄』が三十五社分しか神社名を挙げていない理由は何なのだろうか。平野卓治は、不在神祇官社の数を記す分注に「卅五」とある写本が存在することに着目する。そして、このような写本に記される数字に拘束された結果、神社名が三十五社分しか補われなかったと説明する。平野はその写本を「日御碕神社本のような形のもの」と述べている。^⑧

また、日御碕本の存在について、さらに踏み込んだ見解を示したのが内田賢徳である。内田は、第三代將軍徳川家光の命による日御碕神社殿の造営工事を視野に入れながら、幕府や松江藩の崇敬を背景とする日御碕本の社会的な地位の高さに言及し、この本が出雲国内に与えた影響力の大きさを指摘した。その上で内田は、嶋根郡不在神祇官社条に限らず「尾張徳川家寄進本（日御碕本一稿者注）」を基に、あるべき『出雲国風土記』のテキストの修復、補訂が企図された^⑨可能性に触れている。

細川家本・日御碕本と『抄』を比較してみると、細川家

本・日御碕本に「卅」とある箇所が『抄』では「卅」になつて例が散見され（出雲郡大方江、巻末記馬見烽など）、嶋根郡では不在神祇官社条の他にも四例の存在を確認できる（小島、稻積嶋、櫛嶋、手結浦）。したがって、日御碕本と『抄』は無関係で、かつ『抄』以前のどこかの段階で、深い意味もなく「卅五」が「卅五」に誤写されてしまった可能性も疑ってみなければなるまい。しかし、先に確認をしたように、『抄』で挙げられる神社名でも三十五という数字が前面に出されている現実を考慮すれば、稿者も日御碕本を重視すべきだと判断する。そこで、次節から日御碕本と『抄』の関係を具体的に検討してみたい。

三 『出雲風土記抄』の「方」の字

実際に日御碕本と『抄』の比較をしてみると、『抄』が日御碕本の影響下に置かれていることを強く疑わせる具体例が、入海を標目として立てている箇所が存在する。日御碕本・『抄』の順番に、入海に面した五郡を引用しておく。

○意字郡

・日御碕本

北入／海海門江濱 **北入**

・『出雲風土記抄』

北入海海門江濱 **北入**

○嶋根郡

・日御碕本

南入_レ海ニ〔自海行東〕 南入

・『出雲風土記抄』

南入于海〔自海行東〕 南入

○秋鹿郡

・日御碕本

南ノカノ入_レ海春ハ則在ニ...

・『出雲風土記抄』

南方ノ入海春則有... 南_カ南_カ

○楯縫郡

・日御碕本

南入海雜物等ハ者如シニ秋鹿郡ノ説ノ一 南入

・『出雲風土記抄』

南入海ノ雜物等者如秋鹿郡説 南入

○出雲郡

・日御碕本

①東_カ方_レ入_レ海ニ三方並ニ平原遼遠ニモ... 略... ②東_カ方_レ入_レ海ニ所在雜物ハ...

① 東_カ入

② 東_カ入

・『出雲風土記抄』

①東方入于海三方並平原遼遠... 略... ②東方ノ入

海所在雜物：

① 東_カ方 ② 東_カ方

日御碕本では嶋根・秋鹿・出雲の三郡で「入海」の「入」を動詞に誤認しているが、今は措く。着目したいのは、秋鹿・出雲両郡の傍線を施した箇所である。『抄』では「方」の字が風土記の本文として記される。この「方」の字の由来を探る上で見落とせないのが日御碕本の存在だ。これらは「○○ノカタ」と訓ませるために付された、いわゆる捨仮名であると判断される。実は、『抄』の卷末記には、秋鹿・出雲両郡と同様に風土記本文として「方」の字が記される場合と、捨仮名として「方」の字が記される場合とが混在している。

○卷末記枉北道

・日御碕本

又自ニ郡家一 ①西方一十五里一百步至ルニ郡ノ西ノ

堺ニ又ノ②西方八里二百六十四步至ルニ楯縫ノ郡

家ニ又自ニ郡家一 ③西方ノ七里一百六十步至ルニ

郡ノ西ノ堺ニ一

① 西_カ一 ② 西_カ八 ③ 西_カ

・『出雲風土記抄』

又自ニ郡家一 ①西方一ノ十五里一百步至ルニ郡ノ西ノ

堺ニ又ノ②西方八里二百六十四步至ニ楯縫ノ郡家一

又自^①三郡ノ家^②西七里一百六十步至^③郡ノ西ノ堺

① 西^一 ② 西^二 ③ 西^七

○卷末記仁多郡分岐路

・日御碕本

一道^①東方八里一百廿一步ニ至^ル仁多ノ郡ノ

家ニ一道^②南方卅八里一百廿一步正西道

① 東^八 ② 南^八

・『出雲風土記抄』

其ノ一道ハ^①東方卅八里ノ一百廿一步至仁多郡家

一道ハ^②南方卅八里ノ百二十一歩備後国堺至^三

遊託山ノ正西道

① 東方 ② 南方

以上の例から、『抄』の秋鹿・出雲両郡の「方」の字は、元來捨仮名であったものが、幾度か転写されるうちに誤つて本文に混入したものでないか——ひとまずこのよくな予測を立てることも可能だろう。

これまでの研究史でも、入海条の「方」の字は風土記本文とは認められてこなかった。賀茂真淵門下の国学者で『出雲風土記解』を著した内山真龍は、「方」の字が原『出雲風土記』には見られなかった衍字だという見解を示している。内山は秋鹿郡の例につき、自著では「方」を大字で書きつつも、これを枠で囲った上で「方一本无讀付事

例」と注を付けている^①。現代でも、『抄』と同系統の写本とされる『萬葉緯』を底本にした日本古典文学大系本が「方」は訓讀のための添記の誤入である。下文に例が多い」と説明している^②。

ところで、方位を示す漢字の訓讀としてみるだけならば、「〇〇ノカタ」という訓み方自体は珍しいものではない（秋鹿・出雲両郡条の訓讀として適切かどうかは不問）。そのため、これまでの言及のみで日御碕本と『抄』の影響關係を指摘するのは難しいだろう。というのも、「抄」の「方」の字は、日御碕本と無縁に捨仮名として施されたものが後の転写の過程で本文化してしまったという、「抄」の享受の中で起こった現象だとも考えられるからである。この点の是非を検討するために、別の例も見ておくことにしたい。

入海と同様に、河川条でも「方」の字が問題になる箇所がある。左に飯石郡波多小川条を引用する。

・日御碕本

波多小川 …略… 北^方流^レテ^二湏^一侏^河一^抄流^一

・『出雲風土記抄』

波多小川 …略… 北^方流^入湏^佐川 北^方

この例も入海の場合と同じ問題を抱えていることは一目瞭然だ。もつとも、その確認のためだけに右の例を引いた

わけではない。実は、日御碕本の河川条にあつて、波多小川条の訓は極めて特殊なものなのだ。『抄』とともに、任意の二例を意字郡から引いておく。

○意字郡飯梨河

・日御碕本

飯梨河 …略… 北_レ流入_ニク_ハ海_一 北_レ流

・『出雲風土記抄』

飯梨河 …略… 北流入于海 北流

○意字郡玉作川

・日御碕本

玉作川 …略… 北流入ク_レ海 小流

・『出雲風土記抄』

玉造川 …略… 北流入_ノ于海 北流

はじめの飯梨河の例のように、日御碕本が河川条で方位を示す漢字に捨仮名を付す場合は「二」であり、そうでなければ次の玉作川の例のように無訓のままになっている。波多小川条の日御碕本の訓は、この写本の中での孤例なのである。

ここで、先の入海条と合わせて問題点を整理してみよう。入海に面している意字・嶋根・秋鹿・楯縫・出雲の五郡の内、意字・嶋根・楯縫の三郡で「方」の字が記されることはない。視野を大海にまで広げてみても、この字が記され

ることはない。つまり、秋鹿・出雲両郡の入海条の訓は、日御碕本全体の中で特殊な部類に属するのである。また、波多小川条の日御碕本の訓も、この写本の中での孤例であった。問題は、日御碕本の中でも「方」の字をめぐる特殊な訓を抱える秋鹿・出雲両郡の入海条、飯石郡波多小川条において、『抄』にも「方」の字の本文化という現象が起きていることだ。ここに、日御碕本と『抄』には「方」の字を蝶番にした接点のある可能性が生じるわけである。

四 「方」の字をめぐる日御碕本系統の写本の状況

ここで一度視点を変え、日御碕本を祖に持つ写本の状況にも目を通しておこう。日御碕本系統の写本を見ると、日御碕本の捨仮名の「方」の字が『抄』と同様に風土記の本文になってしまふ場合がある。具体例として、八雲軒本と文化三年写中島家本¹³ととりあげる。日御碕本との関係を測る指標となるものの一つに、嶋根郡蛸蛸嶋条で頭注として引かれる『本草綱目』の有無があるが、八雲軒本・中島家本にはこの頭注が存在する。これをはじめとして、両本ともに日御碕本の系譜を引いた写本だと判断してよい。

さて、前節でとりあげた出雲郡入海条・巻末記仁多郡分岐路について、両本の「方」の字を確認してみたい。

○出雲郡入海条

・八雲軒本

①東方入レ海ニ三方並平原遼遠ニメ ……略…… ②東方

入レ海ニ所在雜物ハ…

① 東方 ② 東方

・文化三年写中島家本

①東方方入レ海ニ三方並平原遼遠ニメ ……略…… ②東方

方入レ海ニ所在雜物ハ…

① 東方 ② 東方

○卷末記仁多郡分岐路

・八雲軒本

一道 ①東方八里一百廿一步至ル仁多郡家ニ一

道 ②南卅八里一百廿一步正西道

① 東方 ② 南方

・文化三年写中島家本

一道 ①東方八里一百廿一步ニメ至ル仁多郡家ニ一

／一道 ②南方卅八里一百廿一步正西道

① 東方 ② 南方

『抄』が成立したのは天和三（一六八三）年であった。

八雲軒本の書写年は不明であるものの、所蔵者であった八雲軒すなわち脇坂安元（一五八四—一六五四）が没した年を下限とするならば、この写本は『抄』成立の三十年ほど前には出来していたことになる。出雲郡入海条では捨仮名

のままだが、卷末記のように「抄」に先立つ時点で「方」の字が風土記の本文になってしまっている例が存在する。こゝとは注意されてよい。また、中島家本には文化三（一八〇六）年の奥書がある。文化三年といえ「抄」の成立から百年以上経過しており、卷末記の例では「抄」のような風土記本文による補訂を疑わせる。しかしそのことは措き、今は出雲郡入海条の状況を確認しておけばよいだろう。八雲軒本や中島家本のような例の存在は、日御碕本の捨仮名「方」が誤つて風土記本文の形で転写され続けていくことを示している。

ところで、日御碕本にも「方」の字が本文として記されている例が散見される。任意の例として、嶋根郡千酌濱条と大原郡海潮郷条を掲げておく。

○嶋根郡千酌濱

・日御碕本

千酌濱廣サ一里六十歩〔東ニ有松林南方驛家北方

百姓ノ之家…〕

東有松林南方驛家北方百姓ノ之家

・『出雲風土記抄』

千酌濱廣一里六十歩〔有東ノ松林南方驛家北方百

姓之家…〕

東有松林南方驛家北方百姓ノ之家

○大原郡海潮郷

・日御碕本

北ノ方出雲ノ海潮押止メテ漂ハスニ御祖ノ神ヲ

抄

・『出雲風土記抄』

北方出雲ノ海潮ヲ押止漂ハスニ御祖之神ヲ北方

これらの「方」の字に関する校異はない。確認したいのが、日御碕本で「方」の字が風土記本文として記されている箇所は、日御碕本系統の写本に止まらず、『抄』も含め諸本一致して風土記の本文として記されていることである。

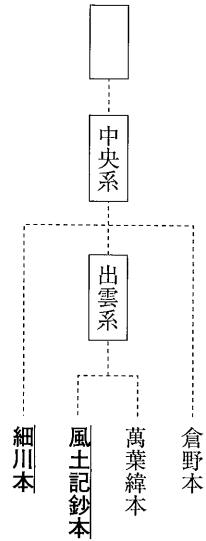
さて、これらの点を念頭におきながら、日御碕本が捨仮名として「方」を記している箇所でのこの字の本文化の問題が生じている意味を考えてみたい。八雲軒本・文化三年写中島家本、また嶋根郡千酌濱条・大原郡海潮郷条のような例は、日御碕本以降の書写の営みの中で起こった新たな問題の存在——すなわち、日御碕本の捨仮名「方」の字の本文化——を浮き彫りにする。そして、日御碕本系統の写本で起こっている「方」の字をめぐる現象が『抄』にも認められるのである。以上の点から、『抄』の「方」の字の問題は、『抄』そのものの享受の中のみで閉じられる性質のものではないことが分かる。見てきたような「方」の字をめぐる混乱は、『抄』の風土記本文が日御碕本の影響下に

あることを如実に示している。秋鹿・出雲両郡の入海条や飯石郡波多小川条に顕著なとおり、『抄』のような風土記本文は、日御碕本系統の写本の存在を前提にしなければ生まれぬものだという結論が自ずと導かれるだろう。日御碕本系統の写本は、嶋根郡の神社数などの欠落を補う際の根拠にされたばかりでなく、『抄』の風土記本文自体に確実に影響を与えている。

五 日御碕本から『出雲風土記抄』へ

さて、これまで言及してきたことを基に、改めて日御碕本と『抄』の関係を問い直してみたい。小稿の第一節で『出雲風土記』の写本系統に関する田中卓や加藤義成の説を紹介したが、両氏ほどには細川家本と『抄』との間に距離を見ない秋本吉郎の考え方もある。秋本は、細川家本に代表される系統を中央系、『抄』に代表される系統を出雲系と名付ける。さらに、もともとは注記だったものが本文に竄入したと思われる箇所が両系の総記に共通して存在することや、写本間の文字の異同の検討などから、「出雲系・中央系の四本は、幾転写を遡った遠い過去で分れたものではなく、極く近い一本を親本としてゐるものとせざるを得ない」と論を展開する。そして、両系に分かれたのは天正・文祿の頃だと結論付け、細川家本と倉野本が出雲系

をまたぐ形になる次のような関係図を提示した。⁽¹⁵⁾



細川家本と日御碕本に異同があるのは承知している。しかし、『両本が極めて近い関係にあることも事実である。そこで、今は細川家本と日御碕本の違いは捨象し、田中・加藤・秋本が細川家本を対象に言及した事柄を日御碕本に置き換えて稿者の見解を述べてみる。

日御碕本と『抄』との間に近さを認めようとする秋本の姿勢は注目される。ただし、両本の近さの原因を別系統へ分岐した時期の新しさに求める点は、これまでの小稿の論旨からすると再考の余地があるのではないか。『抄』の風土記本文には、日御碕本系統からの流入が確実な「方」の字が存在していた。少なくともこの字を含む箇所に限れば、『抄』の風土記本文は細川家本・日御碕本から独立した系統の本文とは言い難い。日御碕本と『抄』との近さは、異なる系統に分れたことの可否やその時期から導かれる問題なのではない。『抄』が日御碕本系統の写本の影響下に置

かれている点にこそ原因が求められるのだ。そこで両者の関係を図示してみると、次の二とおりの可能性が考えられる。

○『出雲風土記抄』の祖になった本が日御碕本系統に属していた場合

○日御碕本と『出雲風土記抄』の祖になった本が別系統に属していた場合



※（ ）内の□の数は不明

右の二案のうち、前者は日御碕本と『抄』との間に直系の関係を認めるものである。この場合、両本に親縁性が認められるのは当然だろう。第二節で紹介した「尾張徳川家寄進本を基に、あるべき『出雲国風土記』のテキストの修復、補訂が企図された」という内田賢徳の見通しも思い合わされる。一方、後者であっても日御碕本と『抄』との親縁性を説明することは可能だ。すなわち、日御碕本とは異なる系統の写本を祖に持ちつつも、『抄』以前のどこかの時点で日御碕本系統の写本により校合をした結果だと考えるのである。この場合、別々に存在していた二つの写本の系統が一つに統合されてしまったことになる。すると、日

御碕本とは一致するものの細川家本とは異なる箇所を中心に、別系統の写本による保証という『抄』の風土記本文に対する従来の概念自体が揺らいでしまう虞が生じてくる。

稿者の力量不足により、右に二とおり示した概念図のうちどちらが正しいのかは、現時点で決しかねると言わざるをえない。しかし、少なくとも次の二点だけは言えるのではないか。一点目は、今後は少なくとも日御碕本から『抄』へと向かう流れを考慮に入れるべきだということだ。二点目は、たとえば嶋根郡神社条のように、『抄』は風土記本文の古態を留めているのではなく、高度な本文校定意識に基づいたものを伝えているというものだ。もともと、小稿は『抄』に独自の箇所が原『出雲国風土記』の姿と一致している可能性を否定するわけではない。その一致が示しているのは、『抄』のような風土記本文を確定した際の考証の正しさである可能性を考えるのである。

おわりに

小稿は日御碕本と『抄』の比較をとおし、『抄』の風土記本文の位置付けの再検討を促すものであった。『抄』の風土記本文の検討は、『出雲国風土記』の本文校定の作業の見直しにも関わる重要な問題である。そのため、まずは写本の整理という基礎的な作業の見直しが求められるので

はないだろうか。写本を検討する際に、捨仮名などを除き白文化した部分に着目するのは当然の行為だと言える。稿者自身もこの方法の重要性に疑義を差し挟むつもりなどは毛頭ない。ただし、今後の『出雲国風土記』の研究では、風土記本文部分の比較ばかりでなく、捨仮名をはじめとする総体としての日御碕本の姿を視野に入れる必要がある⁽¹⁶⁾。以上の指摘をもって小稿を閉じる。

注

- (1) 中村康夫他監修『兼永本古事記・出雲国風土記抄 C D-ROM (国文学研究資料館データベース古典コレクション)』岩波書店、二〇〇三年三月。
- (2) 島根大学附属図書館のホームページ (<http://lisa.shimane-u.ac.jp/0/collection/da/dasp?mode=vr&id=20>、確認日・平成二五年一月一日)。
- (3) 島根県立古代出雲歴史博物館蔵『出雲風土記抄』(以下、島根歴史博本)は、桑原家本よりも善本の可能性がある。左に島根県で刊行された朝日新聞(二〇〇七年六月二一日一〇版二五面)を引用する。

調査の結果、1683年5月に風土記抄が完成した後、同年末ごろに松林寺(出雲市大社町)の松林寺宏雄住職が親類へあげるため、原本を写したものだと分かった。写本は全4冊で縦約28^{センチ}、横20^{センチ}、厚さ約1^{センチ}。1冊がおよそ90^{ページ}になって

いる。

県によると、これまでの最古の写本は1698年完成のものだったが、県が購入した写本が現存する最古の写本と考えられるという。また、これまでに見つかった写本で最も写し誤りが少なく、まだ見つかっていない原本に最も近いとみられる。

小稿は上代文学会秋季大会での口頭発表に基づくと、発表に先立ち島根県古代文化センターにて島根歴博本の写真を閲覧し、桑原家本と深い関係にあること、桑原家本の誤脱を正せること、日御碕本との距離は島根歴博本の方が近いことを確認した。そのため、発表時に桑原家本について「現時点で最善本とされる」と述べてしまったのは失言である。口頭発表後には現物を手に取る機会も得、稿を成すにあたり抛るべき『抄』の写本は考えねばならない問題だと認識している。しかし、島根歴博本を確認することは桑原家本ほど容易なことではなく、これを基に『抄』について言及すると小稿の内容の検証が困難になるのも事実である。また、島根歴博本は比較的「新出」のものであり、問題が俟たれる写本だと考える。このような点から、今回は桑原家本を用いる次第である。なお、小稿で掲載した桑原家本の「方」の字は、第三節の巻末記仁多郡分岐路を除き島根歴博本との間に異なるがない。仁多郡分岐路の例については注(10)で言及する。

(4) 田中卓著「細川家本出雲国風土記の出現」(『出雲国風

土記の研究(田中卓著作集八)』国書刊行会、一九八八年五月)。

(5) 加藤義成著「諸本の系統」(加藤義成編『校本出雲国風土記』出雲国風土記研究会、一九六八年二月)。

(6) 加藤義成著「島根県下に伝存する『出雲国風土記』の写本について」(『出雲国風土記論究』上、島根県古代文化センター、一九九五年三月)。

(7) 加藤義成前掲論注(5)(6)。

(8) 平野卓治著「『出雲国風土記』の写本に関する覚書」(『古代文化研究』四、島根県古代文化センター、一九九六年三月)。平野は岸崎時照による補入の可能性に言及している。

(9) 内田賢徳著「『出雲国風土記』本文について——上代文献テキストの一面——」(『萬葉語文研究』一、和泉書院、二〇〇五年三月)。内田は岸崎時照による補入という考えに慎重な態度を示している。

(10) 島根歴博本の仁多郡分岐路は「東方」「南方」とあり、それぞれの「方」の字の左肩に「。」の見せ消ちがある。つまり、島根歴博本はこの字を風土記本文とはしていないのであるが、この例は捨仮名「方」が本文に化していく過程をかえって如実に示しており、小稿の内容と矛盾しないと考える。

(11) 『出雲風土記解』は本居宣長記念館蔵本(国文学研究資料館の紙焼き資料)に拠った。

(12) 秋本吉郎校注『風土記』岩波書店、一九五八年四月。

- (13) 八雲軒本は、田中卓著「出雲国風土記諸本の研究」(前掲書注(4))、加藤義成著「諸本概説」(前掲書注(5))に解題がある。

- (14) 文化三年写中島家本は、田中卓前掲論注(13)や加藤義成前掲論注(6)(13)による諸本の紹介の中でもとりあげられていない。この写本の性格は、別稿で紹介する予定である(拙稿「文化三年写中島家本『出雲国風土記』について」(風義人先生古稀記念論集『文化史料考証』二〇一四年五月刊行予定)。

- (15) 秋本吉郎著「風土記の近世伝播祖本と伝播初期の伝本系譜」(『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月)。

- (16) 小稿では紙幅の都合により「方」の字の言及のみになってしまったが、日御碕本の訓読が作った新たな風土記本文という観点から、別稿で出雲郡健部郷条ととりあげる予定である(拙稿「日御碕本『出雲国風土記』の訓読が作った風土記本文」(『早稲田大学古典籍研究所年報』七、日本古典籍研究所、二〇一四年三月刊行予定)。

※ 小稿で翻刻・掲載した写本は次に拠った。ご高配を賜った各位に深謝申し上げます。

○日御碕神社蔵 日御碕本『出雲国風土記』

稿者による撮影

○島根大学附属図書館蔵 四冊本桑原家本『出雲風土記抄』

島根大学附属図書館のホームページ(注(2)参照)

○国立公文書館蔵 八雲軒本『出雲国風土記』

国立公文書館での紙焼き資料

○島根県立図書館蔵 文化三年写中島家本『出雲国風土記』

島根県立図書館のデジタル画像の印刷

※ 写本中の分注は「」内に入れて翻刻した。

※ 注(3)で言及した歴博本『出雲風土記抄』の現物及び写真の閲覧に際しては、野々村安浩氏から多大なご配慮を賜った。記して深謝申し上げます。

※ 小稿は平成二五年度上代文学会秋季大会シンポジウム(一一月一六日、於・お茶の水女子大学)における口頭発表に基づく。席上その他にて御意見を賜った各位に深謝申し上げます。

※ 小稿は、科学研究費助成事業(若手研究B・研究課題番号二四七二〇一一四)に基づく研究成果の一部である。

※ 小稿は、科学研究費助成事業(若手研究B・研究課題番号二四七二〇一一四)に基づく研究成果の一部である。